

7. 給水管の布設位置は、できる限り下水、便所、汚水タンク等の場所を避けるとともに、水道メーター、止水栓等の設置位置を十分考慮し、維持管理に支障をきたさないよう配管するものとする。
8. 給水管内に停滞空気が生じて通水を阻害したり、停滞水が生ずるおそれがあるところは、それぞれ排気装置（空気弁等）を設置するなど危険防止の処置を講じるものとする。
9. 擁壁、法面を2 m以上立ち上がり、立ち下りして配管する場合は、維持管理（漏水修理及び漏水時の擁壁・法面崩れ等）を考慮し、原則として、露出配管とする。この場合において、金属管（ビニールライニング鋼管等）を使用し、防護・防寒措置を講じ、できるだけ擁壁、法面に添わせて建造物の美観を損なわないよう注意するものとする。
10. 立ち上がり管は、防護措置を講じ、2階以上の立ち上がり根元には、止水栓等を設置するものとする。この場合において、樹脂系管類を使用するときは、衝撃等に対し十分な防護措置を講じるものとする。
11. 給水管は、原則として、他の埋設物（埋設管、構造物の基礎等）との間隔を30 cm以上確保すること。
12. 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合を行うこと。
13. 給水管が構造物の基礎及び擁壁を貫通する場合は、配管スリーブ等を設け、スリーブとの間隔を弾性体で充填し、管の損傷を防止すること。
14. 樹脂系管類は、ボイラー、煙道、給湯管等に接して配管を行ってはならない。
15. 給水装置は、原則として、配水管分岐部から末端部に向かって増径となるような配管をしてはならない。